

コーポレートガバナンスとCSR推進体制

CSR推進体制

◆ CSR活動の組織

CSR担当役員の下に、社内の各部署から任命された委員で構成するCSR推進委員会を組織しています。当委員会では、活動方針や重点的に取り組むべきCSR課題等を協議し決定します。また、委員の中からワーキング・グループを編成し、CSR課題に取り組んでいます。

CSR推進委員会の下に事務局を置き、専任のCSR推進室が委員会の開催調整や各部門の活動推進や情報の収集・配信などの業務を行っています。



◆ CSR活動の啓発・教育

CSR活動についての理解を図るため、九州本社、東京本社、宇都宮工場及び筑波研究所で「CSR報告書を読む会」を実施しました。CSR活動の必要性や業務を通じて行う社会貢献など、具体的な事例を使って理解を深めています。



CSR報告書を読む会(宇都宮工場)

◆ 従業員ダイアログ

一般職と管理職に分かれて、当社に求められるCSRや事業継続のために必要な活動などの意見交換を行いました。参加者からは、活発な意見が出され(特集6ページ)、CSRへの理解を深めることができました。



管理職を対象としたダイアログ(東京本社)

◆ コンプライアンス推進委員会・コンプライアンス推進室

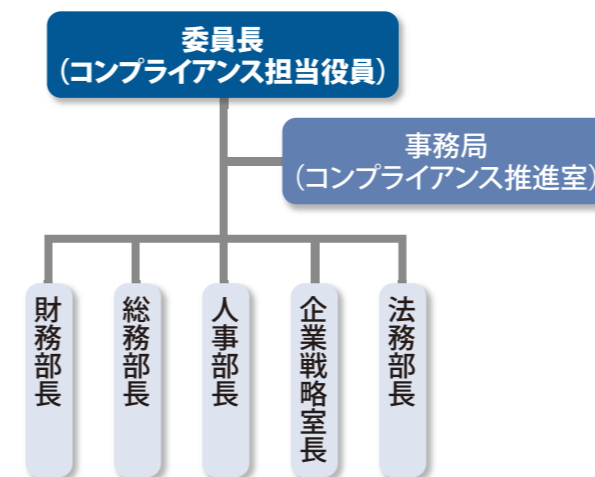
コンプライアンスの徹底と倫理性を確保するため、2002年6月に「久光企業憲章」を制定し、その推進にあたりコンプライアンス推進担当の取締役を委員長とするコンプライアンス推進委員会及びその事務局としてコンプライアンス推進室を設置しました。国内外の株主、従業員、お客さま、地域住民というステークホルダーに対する責任と従業員の行動を示す「久光企業憲章」の重要性の認識と意識継続のため、役員・従業員にハンドブックとして配布するとともに、高い倫理・道徳観、反社会的勢力に対する毅然とした対応方針に基づく行動の徹底に努めてきました。具体的には、2008年8月に法改正への対応や従業員の理解向上を目的とした「久光企業憲章」の改定を行うとともに、各部門にて読み合わせを実施し、さらに管理者研修にコンプライアンス研修を組み込むことで、全管理者への教育研修も行いました。

また、2002年の「久光企業憲章」の制定と同時に内部通報制度「久光ほっとライン」を開設し、社内ネットワークなどによる通報や相談を通じて社内のリスク情報を直接把握できるようにし、コンプライアンス違反の発見と抑止につなげています。

今後も継続して当社及びグループ各社における企

業倫理、環境、個人情報保護など社会的責任にかかわるコンプライアンスのさらなる充実・維持強化を図っていきます。

◆ コンプライアンス推進委員会体制図



◆ 個人情報保護委員会

個人情報保護法の施行に対処すべく、個人情報取扱規定の社内施行とともに当委員会を設置しています。個人情報を保護することを目的とした組織体制の整備と安全な運用・管理を講じるため、必要に応じて委員会を開催しています。

◆ ディスクロージャー・ポリシーチーム

法令及び上場ルールに則り、適時適切な会社情報の開示を行うために2001年3月に設置し、全役員・全従業員はディスクロージャー・ポリシー規定に基づき適時開示に努めています。

当社は、経営の透明性を高めるため、積極的な情報開示に努めるとともに、活発なIR(株主・投資家への広報)活動を通じて、株主及び投資家の皆さまとの円滑なコミュニケーションを図っていきます。

◆ 営業秘密管理規定・情報セキュリティ管理規定

情報システムの発展と社内利用の進展に伴い、営業秘密の定義を明確にし、IT機器や通信ネットワークを介したリスクに対応するため、営業秘密管理規定と情報セキュリティ管理規定を制定しています。管理者研修や新入社員研修で、情報システム操作を必須の教育と

して実施するとともに、社内電子掲示板に掲載して閲覧可能な状態にしています。また、情報システム部では、情報漏えいリスクや障がいを回避するためのルールや仕組みを整備しています。

◆ 買収防衛に関わる基本方針の策定

2008年5月開催の定時株主総会において、株主の皆さまの承認を経て導入いたしました「当社株式の大規模買付行為に関する対応策(買収防衛策)(以下「現プラン」といいます)」は、2011年5月開催の定時株主総会の終結をもって有効期間満了を迎えました。

当社では、金融商品取引法及び関連政省令の改正等の動向、ならびに本件に関するその後の情勢変化等も勘案しつつ、継続の是非も含めその在り方について検討した結果、導入時の基本的な考え方及びその目的に変更がないことから、2011年4月開催の取締役会において、現プランを一部改定の上、株主の皆さまのご意見を諮らさせていただいたうえで継続することを決議し、5月開催の定時株主総会において、2014年2月に終了する事業年度に関する株主総会までの継続の承認がなされました。

この基本方針は、医薬品製造業としての長期的な企業価値や株主共同の利益などを鑑み、適切な判断を担う独立委員会設置などにより経営権の乱用を防ぐ内容になっています。



久光企業憲章